

平成31年度 大学入学者選抜改革推進委託事業 審査要項

I 本事業の趣旨等

高大接続改革を実現するためには、高等学校教育と大学教育との間に位置する大学入学者選抜の改革が不可欠であり、各大学の入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価がより重視されることとなるよう、改革を進める必要がある。

特に「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより適切に評価するためには、高等学校が提出する調査書を積極的に活用することが有効であり、そのための「調査書の電子化」が喫緊の課題とされている。

本事業では、こうした背景を踏まえ、大学入学者選抜に関する専門的・実証的な研究能力を有する機関に委託して、「調査書の電子化」に係る課題（電子化に必要なセキュリティ環境及び電子調査書を活用した「主体性等」の評価の在り方）について調査・研究を行い、より実質的かつ効果的・効率的に行える環境を構築し、その成果を全国の大学に普及することにより、各大学の入学者選抜改革を推進するものである。

本事業の審査はこの審査要項により行うものとする。

II 本事業の審査

審査の客観性及び公平性を担保するため、外部有識者による大学入学者選抜改革推進委託事業「主体性等評価」委員会（以下「事業委員会」という。）により審査を行う。

III 選定方針

事業の選定に当たっては、別紙「平成31年度 大学入学者選抜改革推進委託事業審査基準」に沿って評価を行う。

IV その他

1 選定結果の決定及び通知について

選定された代表大学等については、文部科学省のホームページで公表するとともに、当該大学等に対しその旨を通知する。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる応募にかかる個別の審査については参加しないこととする。

（利害関係者と見なされる場合の例）

- ・委員が所属している代表大学等及び連携大学等に関する応募
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される応募

平成31年度 大学入学者選抜改革推進委託事業 審査基準

大学入学者選抜改革推進委託事業の審査は、この審査基準に従い行うものとする。

I 選定方法

提出された企画提案書について審査を行い、本事業の予算の範囲内において、Ⅲで示す方法によって大学入学者選抜改革推進委託事業「主体性等評価」委員会（以下「事業委員会」という。）委員が評価した当該提案者の得点、委員が付した意見を総合的に勘案し、1件の選定先を決定するものとする。

なお、得点結果が最低評価点に達していない場合は選定しない。

II 審査方法

企画提案書に基づき、事業委員会において審査を行う。

III 評価方法

評価は、評価項目ごとに下記の評価基準による評価を行い、事業委員会の各委員が評価した結果の合計の平均を当該提案者の得点とする。また、最低評価点は39点とする。

【評価項目】

1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法等に関する評価（審査観点）

- ① 提案内容が、本調査研究等テーマの趣旨・目的と合致しているか（整合性がとれているか）。
- ② 当該目的を達成するための具体的な実施方法（アプローチ方法）、分析・評価等の手法や内容が明確に示されており、それらが妥当かつ効果的なものであるか。
- ③ 開発する新たな評価手法は、高大接続システム改革会議「最終報告」や「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」、「新学習指導要領」の方向性などにも留意しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する観点から、創意工夫が見られるか。

2) 事業計画に関する評価（審査観点）

- ④ スケジュールが明確で、日程、人員、作業手順等、効率的に事業を遂行できるものとなっているか。
- ⑤ スケジュールに具体性があり、目標設定が妥当であるか。
- ⑥ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また、妥当な経費が示されているか。

3) 実施体制・事業実績に関する評価（審査観点）

- ⑦ 事業に参画する大学等は、「大学入学者選抜実施要項」に基づく入学者選抜実施体制があり、事業を実施するために必要と考えられる、専門的知見、スキル及びノウハウ等を有しているか。
- ⑧ 事業を円滑に実施・達成するために必要な連携大学等の構成バランス及び連携体制が整っており、その構成バランス及び連携体制に妥当性が認められるか。
- ⑨ 事業の成果が、対象となる大学の入学者選抜に広く活用される内容であるか。
- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組を実施しているか。

【評価基準】

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1)－①	5	5	4	3	2	1
1)－②	5	5	4	3	2	1
1)－③	10	10	8	6	4	2
2)－④	5	5	4	3	2	1
2)－⑤	5	5	4	3	2	1
2)－⑥	5	5	4	3	2	1
3)－⑦	10	10	8	6	4	2
3)－⑧	10	10	8	6	4	2
3)－⑨	10	10	8	6	4	2
3)－⑩	2	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>-----</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階3＝2.0点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定＝0.5点 ・プラチナくるみん認定＝1点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝1点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				